

# 資料編

## contents

- 憲章、宣言
- 第4次基本計画、個別計画策定の基本的な考え方
- 第4次基本計画、個別計画の策定等の経過
- 第4次基本計画策定における市民参加と市民意見等の反映

# 憲章、宣言

## 1 憲章

### 1 三鷹市民憲章

市制施行 30 周年記念として昭和 55 年 11 月 3 日に制定した憲章、市民憲章は、市民の手で明るく住みよいまちづくりを進めるための市民共通の行動目標を 5 項目にわたって定めたもので、『市民憲章素案作成市民会議』（30 人）ほか、市民からの意見を反映させて決定した。

#### 三鷹市民憲章

（昭和 55 年 11 月 3 日告示）

わたくしたちは、郷土三鷹を愛し、平和な、みどり豊かなまちをつくることを願い、この憲章を定めます。

- 1 互いに助け合い、ともに生きるよろこびを分かち合うまちをつくりま
- 2 清潔な環境を保ち、心身ともにすこやかに暮らせるまちをつくりま
- 3 社会のきまりを尊重し、明るいまちをつくりま
- 4 歴史を大切にし、新しい文化をそだてるまちをつくりま
- 5 自治をになう市民としての自覚を深め、互いに学び合うまちをつくりま

### 2 三鷹市女性憲章

市は、女性問題の解決のため、早くから女性施策に関する取り組みを進め、昭和 60 年に婦人行動計画検討市民会議を立ち上げ、「三鷹市婦人行動計画」を策定したのを皮切りに、その行動計画をわかりやすく表現するためのものとして、全国に先駆けて昭和 63 年に「三鷹市女性憲章」を定めた。

#### 三鷹市女性憲章

（昭和 63 年 1 月 1 日告示）

わたくしたちは、個人の尊厳と男女平等を基本理念とし、あらゆる分野へ男女が平等に共同参加し、ともに生きるまちづくりをすすめることによって、平和な社会をつくることを願い、この憲章を定めます。

- 1 男女平等教育を家庭、学校、社会のすべての分野で推進します。
- 2 男女がともに責任をになう家庭、地域、社会をつくりま
- 3 差別されずに働く権利がすべての女性に保障される社会をつくりま
- 4 母性の保護と健康増進がすべての女性に保障される社会をつくりま
- 5 すべての女性が自立して生きることのできる福祉社会をつくりま

### 3 みたか高齢者憲章

高齢者が地域の中で、希望をもって安心して年齢を重ねることができるまちになることを願って、「高齢者憲章」は、制定された。

制定にあたっては、「老人憲章」制定から30年が過ぎ、高齢者を取り巻く環境が、大きく変化していることから、市長が健康福祉審議会に諮問を行い、公募の市民を含む専門委員会が設置され、検討がなされた。素案については、広く市民の意見を求め、次代を担う小学生・中学生・高校生からも意見が寄せられた。一般からの意見と合わせて検討が重ねられ、答申が提出された。

#### みたか高齢者憲章

(平成16年3月25日市議会議決)

私たちのまち、三鷹市は、文化の香り高く、いきいきとした豊かな地域社会の形成を目指しています。男女ともに80歳時代となり、高齢者自身の選択に基づき、自分にふさわしい生活を築くことが求められています。私たち、三鷹市をつくるすべての人たちは、高齢者が地域の中で、希望をもって安心して年齢を重ねることができるまちになることを願って、この憲章を定めます。

私たちは

- 1 高齢者の過去と現在の働きを心に刻み、高齢者一人ひとりが誇りをもって生活できるように努めます。
- 2 高齢者が、その豊かな経験と知と技をいかし、年齢と状態にかかわらず、自己実現できる、あらゆる機会を提供します。
- 3 高齢期において、だれもが、心身ともにすこやかに生活できるよう、健康づくりを含むサービスや活動の充実に努めます。
- 4 高齢者それぞれの生活を大切にする、ともにふれあい、支えあう、だれにでもやさしい地域社会をつくりまします。
- 5 相互の理解に基づき、すべての人々の人権が尊重され、排除や差別のない地域文化を築きます。

### 4 三鷹子ども憲章

市では、三鷹の子どもたちが未来に向けて夢や希望を持ち、明るく、楽しく、元気よく、心身ともにすこやかに成長していくことができるよう、子どもと大人の共通目標として「三鷹子ども憲章」を制定した。憲章は、理念を述べた前文と7つの項目からなる本文と説明文で構成されている。また、各項目本文の一文字目をつなげると「みたかのこども」となるよう工夫し、日常の中で口ずさみやすくして親しみやすい実効性のある憲章とした。

制定にあたっては、子どもたちの意見を反映させたいとの考えから、意見を聞く場として「みたか子どもサミット」を開催し、市立小・中学校の代表が、「自分たちが成長していくうえで、大人に大切にしたいこと」と「自分たちが大切にしなければならないこと」をテーマに意見を発表した。このほか、「広報みたか」やホームページでも子どもから意見を募集した。

#### みたかこ けんしやう 三鷹子ども憲章

(平成20年6月25日市議会議決)

わたしたちは、<sup>みたか</sup>三鷹の<sup>こ</sup>子どもたちが、<sup>みらい</sup>未来に向けて<sup>ゆめ</sup>夢や<sup>きぼう</sup>希望を持ち、<sup>あか</sup>明るく、<sup>たの</sup>楽しく、<sup>げんき</sup>元気よく、<sup>しんしん</sup>心身ともに<sup>せいちやう</sup>すこやかに<sup>こ</sup>成長していくことができるよう、<sup>こ</sup>子どもと<sup>おとな</sup>大人の<sup>きやうつうもくひやう</sup>共通目標として、この<sup>けんしやう</sup>憲章を<sup>さだ</sup>定めます。

#### 1 みんなでつくる <sup>みたか</sup>三鷹の<sup>みらい</sup>未来

わたしたちは、<sup>こ</sup>子どもの<sup>こせい</sup>個性と<sup>じんけん</sup>人権が<sup>まも</sup>守られ、<sup>えがお</sup>笑顔があふれる<sup>あか</sup>明るい<sup>みたか</sup>まち三鷹をつくらせていきます。

- 2 たすけあい いじめをなくそう 勇気を出して  
わたしたちは、いつも思いやりの心をもって助けあい、勇気を出していじめや暴力をなくしていきます。
- 3 かんがえて 行動しよう マナーとルール  
わたしたちは、社会の一員としてマナーを身につけ、ルールを守り、お互いに気持ちよく過ごせるよう考えて行動していきます。
- 4 のこそう自然 三鷹らしさを いつまでも  
わたしたちは、郷土三鷹を愛し、三鷹らしい自然環境と地域の伝統・文化を次の世代に伝えていきます。
- 5 こまったら 相談しよう まわりの人に  
わたしたちは、困ったときは、家族や友だち、先生など、まわりの人に相談できるよう、ふれあう機会を大事にしています。
- 6 どの人も あいさつかわす まちにしよう  
わたしたちは、だれもが感謝の気持ちをもって、お互いに笑顔であいさつをかわせるまにしています。
- 7 もっている みんなのいのち 大切に  
わたしたちは、心も体もすこやかにたもち、だれにもひとつしかない大切ないのちをみんなですべて守っています。



みたか子どもサミット

## 2 宣言

宣言全文については、各項目をクリックしてご覧ください。(別ページへ移動します)

- 1 世界連邦都市宣言 (昭和 35 年 3 月 28 日市議会議決)
- 2 交通安全都市宣言 (昭和 37 年 1 月 22 日市議会議決)
- 3 三鷹市健康都市宣言 (昭和 46 年 3 月 23 日市議会議決)
- 4 三鷹市非核都市宣言 (昭和 57 年 3 月 31 日市議会議決)
- 5 三鷹市 仕事と生活の調和推進宣言 (平成 22 年 3 月 3 日)

# 第4次基本計画、 個別計画策定の基本的な考え方

第4次基本計画及び個別計画の策定、改定にあたっての基本的な考え方は、自治基本条例（平成18年4月施行）、三鷹まちづくり総合研究所「第4次基本計画と市民参加のあり方に関する研究会」報告書、そして、これらを踏まえた「第4次基本計画及び個別計画の策定等に関する基本方針」に基づいている。

- 1 三鷹市自治基本条例
- 2 三鷹まちづくり総合研究所「第4次基本計画と市民参加のあり方に関する研究会」報告書（平成22年1月）
- 3 第4次基本計画及び個別計画の策定等に関する基本方針（平成22年3月）

## 1 三鷹市自治基本条例

第4次基本計画は、平成18年4月に市の最高規範である自治基本条例が施行されて以来、はじめて策定された市の総合計画である。第4次基本計画の策定にあたっては、自治基本条例で定められている市民自治による協働のまちづくりという精神を踏まえ、多元的・多層的な市民参加による計画を策定した。基本計画と同時並行的に策定・改定を進めた23の個別計画については、同条例第13条に基づき、基本構想及び基本計画との整合・連動を図った。

### 三鷹市自治基本条例

（平成18年4月1日施行）

#### （前文）

主権者である市民の信託に基づく三鷹市政は、参加と協働を基本とし、市民のために行われるものでなければならない。

市民にとって最も身近な政府である三鷹市は、市民の期待に応え、市民のためのまちづくりを進めるとともに、まちづくりを担う多くの人々が、参加し、助け合い、そして共に責任を担い合う協働のまちづくりを進めることを基調とし、魅力と個性のあふれるまち三鷹を創ることを目指すものである。三鷹市は、文人たちも愛した緑と水の豊かなまちであり、これまでの歩みの中でも市民生活の向上に積極的に取り組むなど、常に先駆的なまちづくりを進めてきた。

私たち市民は、郷土三鷹を愛し、自然と文化、歴史を大切にし、誇りに思える地域社会を築くとともに、世界平和への寄与、基本的人権の尊重、協働とコミュニティに根ざした市民自治を確かなものとし、日本国憲法に掲げる地方自治の本旨をこの三鷹において実現するために、三鷹市の最高規範として、ここにこの条例を制定する。

#### 第1章 総則

##### （目的）

第1条 この条例は、三鷹市における自治の基本理念と基本原則及び自治機構と自治運営の基本的な仕組みを定め、市民の信託に基づく市議会及び市長等の役割と責任を明らかにするとともに、市民自治による協働のまちづく

りを推進し、もって日本国憲法に定める地方自治の本旨の実現を図ることを目的とする。

##### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）市民 市内に住み、又は市内で働き、

学び、若しくは活動する人をいう。

(2) 事業者等 市内において、営利又は非営利の活動、公共的活動その他の活動を営む団体をいう。

(3) 市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

(4) 市 基礎自治体としての三鷹市をいう。

(条例の最高規範性等)

第3条 この条例は、市政運営における最高規範であり、市は、他の条例、規則等の制定並びに法令、条例、規則等の解釈及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合性を図らなければならない。

2 市民及び市は、地方自治の推進に向けた取組を通してこの条例の不断の見直し及び検証を行い、将来にわたりこの条例を発展させるものとする。

## 第2章 市民及び市民自治

(地域における市民の権利、責務等)

第4条 市民は、地域における自治活動、コミュニティ活動、ボランティア活動等の社会貢献活動その他の自主的な活動を推進するために主体的に組織等を作り、他の何人からも干渉されず、自由に自立した活動を営むことができる。

2 市民は、地域の諸課題の解決に向けて自ら行動し、市民自治を実現するため、まちづくりを主体的に行うことができる。

3 市民は、前2項の活動を行うときに、自らの発言及び行動に責任を持つとともに、市民相互の連帯及び責任に基づき、互いの意見及び行動を尊重しなければならない。

(市政における市民の権利、責務等)

第5条 市民は、市政の主権者であり、市政に参加する権利を有する。この場合において、市政に参加しないことによって不利益な扱いを受けない。

2 市民は、市政情報に関し知る権利を有するとともに、自己に係る個人情報の開示及び適正な措置を請求する権利を有する。

3 市民は、法令又は条例の定めるところにより納税の義務を負うとともに、適正な行政サービスを受ける権利を有する。

(事業者等の権利、責務等)

第6条 事業者等は、自由に自立した活動を営むとともに、市民及び市と相互に連携及び協力を図り、協働の担い手としてまちづくりに参加する権利を有する。

2 事業者等は、法令又は条例に定める責務を遵守するとともに、市民とともに地域社会を構成するものとしての社会的責任を自覚し、地域社会との調和を図り、安全でうるおいのある快適な環境の実現及びまちづくりの推進に寄与するよう努めなければならない。

## 第3章 市議会

(市議会の役割、責務等)

第7条 市議会は、地方自治法(昭和22年法律第67号)の規定に基づき、市民の直接選挙により信託を受けた議員によって構成される意思決定機関であり、市民の信託に応えるため、事案の決定、市政の監視及びけん制を行うものとする。

2 市議会は、市民への情報提供を積極的に推進するとともに、市民に開かれた議会運営に努めなければならない。

3 市議会は、前2項の役割、責務等を果たすため、市議会の持つ権能を最大限に発揮して活動するものとする。

(市議会の立法活動、調査活動等)

第8条 市議会は、議会の活性化に努めるとともに、独自の政策提言及び政策立案の強化を図るため、立法活動、調査活動等を積極的に行うものとする。

## 第4章 執行機関

(市長の責務)

第9条 市長は、その地位が市民の信託によるものであることを認識し、市政の代表者として市民の信託に応え、市民自治の理念を実現するため、公正かつ誠実に市政運営に当たらなければならない。

2 市長は、毎年度、市政運営の方針を明確に定めるとともに、その達成状況を市民及び市議会に説明しなければならない。

(執行機関の連携及び協力)

第10条 市の各々の執行機関は、所掌事務について、自らの判断及び責任においてこれを

公正かつ誠実に処理するとともに、市長の総合的な調整のもと、執行機関相互の連携及び協力を図りながら、一体として行政機能を発揮しなければならない。

(補佐職の設置等)

第11条 市長は、副市長等の常勤の特別職に加えて、市長の業務を補佐し、専門的な助言を行うため、補佐職等を設置することができる。

一部改正〔平成19年条例3号〕

## 第5章 市政運営

(市の率先行動の基本原則)

第12条 市は、国が批准した国際規約等で確認されている人間の尊厳、自由、平等及び持続可能な発展を実現するため、市の役割と責任を明確にし、率先して行動するよう努めるものとする。

(基本構想及び基本計画の位置付け等)

第13条 市長等は、総合的、計画的な市政運営を行うため、市の最上位計画として市議会の議決を経て基本構想を定めるとともに、基本構想の実現を図るため、基本計画を策定するものとする。

2 基本構想及び基本計画に基づき策定する個別計画は、基本構想及び基本計画との整合及び連動が図られるようにしなければならない。  
(情報公開等)

第14条 市は、市の保有する情報が市民の共有財産であり、すべての人の知る権利の実効的保障が、市民参加及び公正かつ民主的な市政運営の推進のために極めて重要であることを認識し、開かれた自治体として積極的な情報公開及び情報提供を行わなければならない。  
(個人情報保護)

第15条 市は、市民の基本的人権を守るため、個人情報の適正な保護を行うとともに、何人に対しても、自己に係る個人情報の開示と適正な措置を請求する権利を保障するため、必要な措置を講じなければならない。

(パブリックコメント)

第16条 市長等は、重要な条例及び計画の策定等に当たり、市民の意見を反映させるために事前に案を公表し、市民の意見を聴取するとともに、これに対する市長等の考え方を公

表しなければならない。ただし、特に緊急を要する場合は、この限りでない。

(説明責任)

第17条 市長等は、政策決定の理由を説明する責任を有するとともに、計画の策定及び事業の実施に当たって掲げた目標について、達成の有無及び達成状況等の結果を市民に分かりやすく説明しなければならない。

(要望、苦情等への対応)

第18条 市長等は、市政に関する市民の要望、苦情等に誠実、迅速かつ的確に対応するとともに、その結果について速やかに市民に回答しなければならない。

2 市長等は、市民から苦情として寄せられた事案について、その原因を追求し、再発防止、未然防止等の適正な対応に努めなければならない。

3 市長等は、毎年度、市民の要望、苦情等への対応状況について年次報告を取りまとめ、これを公表する。

(オンブズマン)

第19条 市長は、市民の市政に関する苦情を公正かつ中立な立場で迅速に処理することにより、市民の権利利益を擁護し、市政に対する市民の信頼性を高め、公正かつ透明な市政の推進を図るため、三鷹市総合オンブズマン(以下「オンブズマン」という。)を設置する。

2 オンブズマンは、市民の申立てに係る苦情又は自己の発意に基づき取り上げた事案について、市長等に対して意見を述べ、若しくは是正等の措置を講ずるよう勧告し、又は苦情等の原因が制度そのものに起因するときは当該制度の改善に関する提言を行うことができる。

3 市長等は、オンブズマンの職務の遂行に関しその独立性を尊重し、積極的な協力援助を行うとともに、オンブズマンから勧告又は提言を受けたときは、これを尊重し、誠実かつ適切に処理しなければならない。

(職員及び組織)

第20条 市は、広く人材を求め、公正かつ有能な職員の任用に努めるとともに、適材適所の人事配置、効果的な人材育成並びに適切な人事評価及び処遇を行うことにより、職員及び組織の能力が最大限に発揮されるよう努め



なければならない。

2 職員は、その職責が市民の信託に由来し、市民全体の奉仕者であることを自覚し、法令、条例等及び任命権者の指示に従い、誠実、公正かつ能率的に職務を行うとともに、創意をもって自治の充実に努めなければならない。

3 市の組織は、市民に分かりやすく、効率的かつ機能的なものであるとともに、社会経済情勢の変化及び市民のニーズに的確に対応できるよう編成されなければならない。

(適法・公正な市政運営)

第 21 条 市政運営に携わる者は、市政に違法又は不当な事実があった場合は、これを放置し、又は隠してはならず、組織の自浄作用により市政の透明性を高め、市政を常に適法かつ公正なものにしなければならない。

(政策法務)

第 22 条 市は、市民のニーズや市の行政課題に対応した主体的な政策活動を推進するため、自治立法権と自治解釈権を活用した積極的な法務行政を推進しなければならない。

2 市は、この条例並びに第 13 条第 1 項に規定する基本構想及び基本計画の目的を達成するため、分野別の基本条例、総合条例等を整備するものとする。

(行政サービス提供の基本原則)

第 23 条 市長等は、行政サービスに関する情報を分かりやすく市民に公表するとともに、公平かつ効率的で、質の高い行政サービスの提供を図り、市民満足度の向上に努めなければならない。

(自治体経営)

第 24 条 市長等は、事業の実施に当たり、最少の経費で最大の効果を上げるよう努め、地域における資源を最大限に活用した事業の戦略的な展開を図るとともに、市民満足度の向上及び成果重視の観点を踏まえた自治体経営を推進しなければならない。

2 市長は、健全な財政運営に努めるとともに、市の財政、財務等に関する資料を作成して公表することにより、市の経営状況を的確かつ分かりやすく市民に伝えなければならない。

3 市長は、他の執行機関と連携を図りながら、各種の行政サービスを受ける市民間の負担の適正化及び社会資本整備等における世代間の

負担の公平化が図られるよう、適切な財政政策を進めなければならない。

(行政評価)

第 25 条 市長等は、効果的かつ効率的な市政運営を図るため、適切な目標設定に基づく行政評価を実施し、評価結果を施策等に速やかに反映させるよう努めるとともに、行政評価に関する情報を分かりやすく市民に公表するものとする。

(監査)

第 26 条 監査委員は、市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理の監査並びに市の事務の執行の監査をするに当たっては、事務事業の適法性及び妥当性のほか、経済性、効率性及び有効性の評価等を踏まえて行うものとする。

(出資団体等)

第 27 条 市長等は、市の出資団体に対して、適切な情報公開及び個人情報の保護が行われるとともに、市の出資した目的が効果的かつ効率的に達成できるよう、必要な支援及び要請を行うことができる。

2 市長等は、他の団体に出資又は業務の委託を行う場合は、必要な範囲で、当該団体の業務及び財務に関する情報の開示を求めることができる。

3 市長等は、補助金の交付を行った団体等による公共的なサービスの提供に関する市民の苦情を受けた場合は、当該団体等の協力を得て、その苦情の内容を調査し、必要と認めるときは、当該団体等に対して意見、助言等を述べるることができる。

(危機管理)

第 28 条 市は、緊急時に備え、市民の身体、生命及び財産の安全性の確保及び向上に努めるとともに、総合的かつ機動的な危機管理体制を強化するため、市民、事業者等、関係機関との協力、連携及び相互支援を図らなければならない。

## 第 6 章 参加及び協働

(計画の策定過程等)

第 29 条 市長等は、基本構想、基本計画その他の重要な個別計画(以下「計画等」という。)の策定に当たっては、市民の多様な参加を保

障するとともに、市民の検討に必要な情報を取りまとめた資料集等の作成を行うものとする。

- 2 市長等は、計画等の進捗状況の管理及び達成状況の把握を適切に行い、これを公表するとともに、社会情勢等の変化に弾力的に対応した計画等の改定を行うものとする。

(市民会議等の設置及び運営)

第30条 市長等は、市民、学識者等の意見を市政に反映させるため、市民会議、審議会等(以下「市民会議等」という。)を設置することができる。

- 2 市長等は、前項の規定により市民会議等を設置するときは、設置目的等に応じて委員の公募を行うとともに、委員の男女の比率、年齢構成及び選出区分が著しく不均衡にならないように留意し、同一の委員が著しく長期にわたって就任し、又は同時期に多数の市民会議等の委員に就任することのないように努めなければならない。

- 3 市長等は、法令、条例等に特別の定めがあるものを除き、原則として市民会議等の会議を公開しなければならない。ただし、市民会議等は、特別な理由があるときは、会議に諮り、その会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

(コミュニティ活動)

第31条 市長等は、市民の自発的な地域における自治活動及びコミュニティ活動が推進されるよう、活動拠点となるコミュニティ・センター及び地区公会堂(以下「コミュニティ施設」という。)の環境整備及び必要な支援を行うとともに、市民と連携したまちづくりを進めるものとする。

- 2 コミュニティ施設は、市民の、市民による、市民のための施設として、市民の自由及び責任を基調とした管理運営が行われなければならない。

(協働のまちづくり)

第32条 市長等は、市、市民及び事業者等の多様な主体が相互に連携協力し、まちづくり及び公共的なサービス提供の担い手となる協働のまちづくりを推進するため、市民協働センターの環境整備を行うとともに、必要な支援を行うものとする。

- 2 市長等は、協働のまちづくりの推進において、多様な主体が情報を共有し、意見を交換し、積極的な参加及び意思形成が図られるよう、多様で開かれた場と機会の創設に努めなければならない。

- 3 市民、事業者等及び市長等は、計画の策定及び実施の過程において、市民参加の実効性を確保し、協働のまちづくりを推進するため、各々の役割、責務等を定めたパートナーシップの推進に関する協定を締結することができる。

(学校と地域との連携協力)

第33条 教育委員会は、地域と連携協力し、保護者、地域住民等の学校運営への参加を積極的に進めることにより、地域の力を活かし、創意工夫と特色ある学校づくりを行うものとする。

- 2 教育委員会は、地域及び市長と連携協力し、学校を核としたコミュニティづくりを進めるものとする。

(出資団体及び他の官公庁との連携等)

第34条 市長等は、市の出資団体及び他の官公庁と連携し、総合的なまちづくりの推進を図るとともに、必要に応じ、協議会等を設置し、まちづくりの推進に関する協定等を締結することができる。

(住民投票)

第35条 市内に住所を有する年齢満18歳以上の者で別に定めるものは、市の権限に属する市政の重要事項について、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、条例案を添え、その代表者から市長に対して住民投票の実施を請求することができる。

- 2 前項の条例案において、投票に付すべき事項、投票の手續、投票資格要件その他住民投票の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

- 3 市長は、第1項の請求を受理した日から20日以内に市議会を招集し、意見を付けてこれを市議会に付議し、その結果を同項の代表者に通知するとともに、これを公表しなければならない。

- 4 前3項に掲げるもののほか、第1項による住民投票の請求の処置等に関しては、地方自治法第74条第2項、第4項及び第6項から第8項まで、第74条の2第1項から第6項

まで並びに第74条の3第1項から第3項までの規定の例による。

#### 第7章 政府間関係

(国、東京都等との政府間関係)

第36条 市は、基礎自治体である市町村優先の原則に基づき、国、東京都等(以下「国等」という。)との適切な政府間関係の確立が図られるよう、国等に対し制度、政策等の改善に向けた取組を積極的に行うとともに、関係団体、市民及び事業者等と連携協力し、自治基盤の強化に努めなければならない。

(他の自治体等との連携)

第37条 市は、他の自治体等と連携して、行政サービス、施設の相互利用、共通する課題への広域的対応等を行うことにより、市民サー

ビスの向上を図り、効果的かつ効率的な市政運営を行わなければならない。

(海外の自治体等との連携及び国際交流の推進)

第38条 市は、海外の自治体、研究機関、市民活動団体等との連携、交流及び協力を推進するとともに、市民による公共的な国際活動への支援を行うことにより、相互理解の推進、共通する都市問題への取組及び平和、人権、環境等の地球規模の諸問題への取組を行うものとする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。



三鷹市自治基本条例 ハンドブック

## 2 三鷹まちづくり総合研究所 「第4次基本計画と市民参加のあり方に関する研究会」報告書

三鷹市は、平成21年7月に「三鷹まちづくり総合研究所」（所長＝三鷹市長）を三鷹ネットワーク大学推進機構と共同で設置し、「第4次基本計画と市民参加のあり方に関する研究会」（座長＝中村陽一立教大学教授）で検討を行った。研究会では、関係市民団体である住民協議会、まちディスプレイ、みたか市民協働ネットワークとのヒアリングや意見交換を行い提言を取りまとめた。提言書では、第4次基本計画と個別計画のあり方や、地域課題及び政策課題の検討における市民参加のあり方などについての提案が盛り込まれている。

### 三鷹まちづくり総合研究所「第4次基本計画と市民参加のあり方に関する研究会」報告書 概要

(平成22年1月)

#### <報告書の構成>

#### I 研究会の経緯と背景

- 1 三鷹市まちづくり研究所の沿革
- 2 三鷹まちづくり総合研究所と本研究会の設置

#### II 第4次基本計画及び個別計画のあり方

- 1 第4次基本計画策定の背景
- 2 首長の任期・マニフェストと総合計画との連動
- 3 総合計画と個別計画の関係

#### III 第4次基本計画策定等における市民参加のあり方

- 1 第4次基本計画策定における市民参加の基本的方向
- 2 地域別課題の検討における市民参加のあり方
- 3 施策課題の検討における市民参加のあり方
- 4 無作為抽出による市民討議方式の取り組みと意義
- 5 第4次基本計画の策定における「まちづくりディスカッション」のあり方
- 6 多元的・多層的な市民参加を進めるために

#### IV おわりに～「市民力」と「自治の力」を高める計画策定に向けて

報告書の詳細は、下記をクリックしてご覧ください。(三鷹ネットワーク大学推進機構のホームページへ移動します)

[三鷹まちづくり総合研究所「第4次基本計画と市民参加のあり方に関する研究会」](#)

#### <研究員一覧>

中村 陽一	立教大学 大学院 21世紀社会デザイン研究科教授【座長】
江上 渉	立教大学 社会学部教授【座長代行】
濱野 周泰	東京農業大学 地域環境科学部教授
木村 忠正	東京大学 総合文化研究科准教授
高山由美子	ルーテル学院大学 総合人間学部准教授
河村 孝	三鷹市副市長
河野 康之	三鷹市企画部長
竹内富士夫	三鷹市企画部調整担当部長

### 3 第4次基本計画及び個別計画の策定等に関する基本方針

この方針には「三鷹まちづくり総合研究所」の提言が反映されており、第4次基本計画のあり方とともに、平成22年度から23年度にかけて取り組みを行う市民参加の進め方を定めた。

また、第4次基本計画とともに、同じく平成22年度で計画期間が満了する個別計画について、その策定・改定に関する基本的な方針を示した。

#### 第4次基本計画及び個別計画の策定等に関する基本方針 概要

(平成22年3月)

##### ≪基本方針の構成≫

#### I 第4次基本計画及び個別計画のあり方

- 1 基本構想と第4次基本計画について
- 2 第4次基本計画の計画期間及び改定時期について
- 3 第4次基本計画と個別計画について

#### II 第4次基本計画策定等における市民参加のあり方

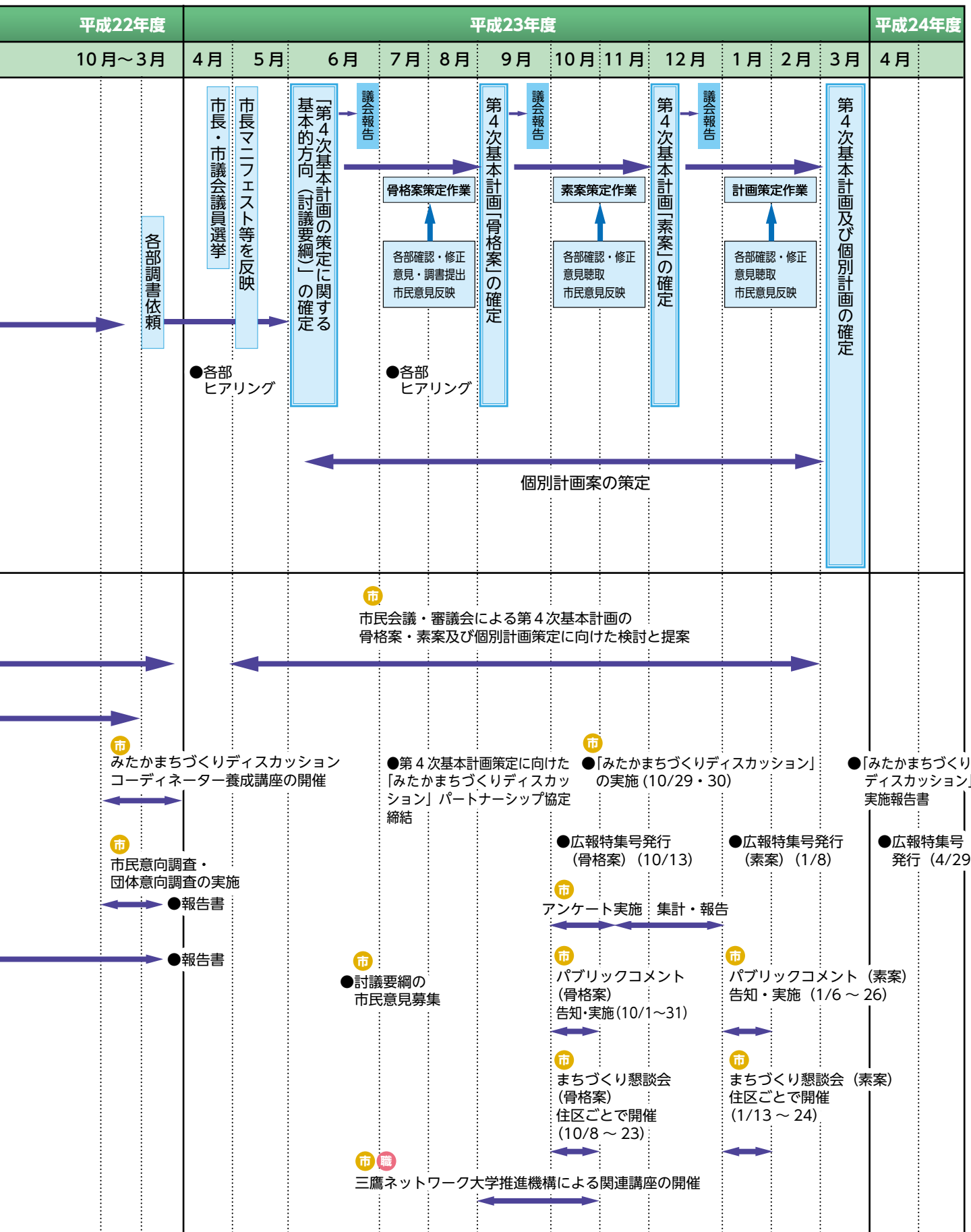
- 1 第4次基本計画策定における市民参加の基本的方向
- 2 コミュニティ住区における市民参加の取り組み(平成22年度)
- 3 市民会議・審議会等における市民参加の取り組み(平成22年度～23年度)
  - (1) 市民会議・審議会における自由討議
  - (2) 無作為抽出による市民委員の選任
  - (3) 市民・団体等のヒアリングや意見交換等の機会の創出
- 4 まちづくりディスカッションによる市民参加の取り組み(平成23年度)
  - (1) これまでのまちづくりディスカッションの取り組みと意義
  - (2) 第4次基本計画の策定におけるまちづくりディスカッションのあり方
- 5 市民参加データ集等の作成ときめ細かな市民参加の取り組み
  - (1) 市民参加を進めるデータ集等の作成
  - (2) コミュニティ住区毎のまちづくり懇談会の取り組み
  - (3) パブリックコメント、アンケート調査の取り組み
  - (4) 参加と協働のネットワークの活用

方針の詳細は、下記をクリックしてご覧ください。(三鷹市のホームページへ移動します)

[第4次基本計画及び個別計画の策定等に関する基本方針](#)

# 第4次基本計画、個別計画の策定等の経過

	平成21年度		平成22年度	
	4月～9月	10月～3月	4月～9月	10月～3月
概要			<p>基本計画及び個別計画の策定、改定等に向けた基礎調査等取り組み</p>	
要			<p>市 市民会議・審議会による個別計画と第3次基本計画の達成状況の検証と第4次基本計画策定に向けた提案</p>	
資料編			<p>市 職 コミュニティ住区ごとの「まち歩き・ワークショップ」の実施</p>	
市 市民参加・学 学識参加・職 職員参加	<p>市 学 職 三鷹まちづくり総合研究所「第4次基本計画と市民参加のあり方に関する研究会」</p> <p>●提言</p>		<p>●三鷹将来構想検討チーム報告書</p>	
	<p>職 三鷹将来構想検討チーム</p>		<p>●発行</p>	
	<p>職 三鷹を考える論点データ集作成チーム</p>		<p>●発行</p>	
	<p>職 三鷹を考える基礎用語事典(web版)</p>		<p>●発行</p>	
	<p>学 計量経済モデルによる三鷹市経済の長期予測の実施</p>			



資料編

第4次基本計画、個別計画の策定等の経過

# 第4次基本計画策定における 市民参加と市民意見等の反映

第4次基本計画の策定にあたっては、市長の任期と連動を図り、4年ごとの改選における市長のマニフェスト等を反映させる仕組みとした。

市民参加については、「多元的・多層的」な市民参加方式を採用し、コミュニティ住区における市民参加、市民会議・審議会などにおける市民参加、まちづくりディスカッションによる市民参加、パブリックコメントやアンケート調査による市民参加を実施した。

自治基本条例（平成18年4月施行）に基づき個別計画についても、法令などの定めがあるものを除き基本構想及び基本計画と整合、連動するよう、同時並行的に23の個別計画（※12ページ参照）について策定・改定に向けた取り組みを進めた。

## 平成21年度の取り組み

### 1 三鷹まちづくり総合研究所「第4次基本計画と市民参加のあり方に関する研究会」の検討・提言（平成22年1月）

平成21年7月に、「三鷹まちづくり総合研究所」を三鷹ネットワーク大学推進機構と共同で設置し、「第4次基本計画と市民参加のあり方に関する研究会」（座長 中村陽一 立教大学教授）で第4次基本計画と個別計画のあり方や、地域課題及び政策課題の検討における市民参加のあり方などについて提言をまとめた。

### 2 「第4次基本計画及び個別計画の策定等に関する基本方針」の策定（平成22年3月）

「三鷹まちづくり総合研究所」の提言を踏まえ、第4次基本計画のあり方とともに、平成22年度～23年度にかけて取り組みを行う市民参加の進め方を定めた。

## 平成22年度の取り組み

### 1 三鷹将来構想検討チーム報告書の取りまとめ（平成22年6月）

平成21年8月に、三鷹市の将来構想・長期政策の研究を行うために、経営本部規則に基づく庁内検討チームとして「三鷹将来構想検討チーム」を設置した。検討チームでは、市の将来的な人口推計を踏まえた市財政への影響などの各種シミュレーションを実施し、政策の方向性等について、チームの「試論」として報告書を取りまとめた。

### 2 「三鷹を考える基礎用語事典（Web版）」「三鷹を考える論点データ集」の発行（平成22年7月・8月）

市民と市政に関する情報の共有を図るとともに、第4次基本計画策定における基礎資料として発行した。また、「三鷹を考える論点データ集」については、庁内で公募による若手職員を中心としたプロジェクト・チームが作成した。

### 3 「まち歩き・ワークショップ」の実施（平成22年9月～平成23年2月）

第4次基本計画とまちづくりに関する個別計画である「土地利用総合計画（都市計画マスタープラン）」、「緑と水の基本計画」及び「三鷹風景・景観づくり計画（仮称）」の策定に向け、市民意見を反映することを目的として、コミュニティ住区ごとに、市民とまちを歩き、まちづくりのアイデアを出し合い、課題を共有する「まち歩き・ワークショップ」を実施した。

平成22年9月～12月の間の土日に住区ごとに計4回開催し、住民協議会、町会・自治会、三鷹商工会のほか市内で活動している団体や学生、公募の市民が、延べ542人参加した。第1回はオリエンテーション、第2回はまち歩き、第3回及び第4回にワークショップを実施した。

各住区で話し合った結果等については、平成23年2月に全体会「まち歩きカフェ」を開催し、住区を越えてまちづくりのアイデアについて共有した。

各住区参加延べ人数

1 大沢住区：60人	4 井の頭住区：66人	7 三鷹駅周辺住区：86人
2 東部住区：101人	5 新川中原住区：91人	
3 西部住区：61人	6 連雀住区：77人	



#### 4 市民意向調査・団体意向調査の実施（平成 23 年 2 月）

多角的な市民参加の推進と基本計画の策定及び今後の行政サービスの質の向上のための基礎資料とするため、市の行っている各施策に対する市民及び各団体の満足度やニーズを調査した。市民意向調査は、無作為抽出によって選ばれた市内在住 15 歳以上の 3,500 人の市民を対象に実施し、1,507 人から回答を得た。団体意向調査は、市の公共施設利用登録団体や市との連携事業実施団体等市が把握する 1,295 の団体を対象に実施し、779 団体から回答を得た。

#### 5 みたかまちづくりディスカッションコーディネーター養成講座の開催（平成 23 年 2 月～3 月）

市民自身の手で「みたかまちづくりディスカッション」を実施・運営するため、その担い手となる人財を育成する養成講座を開催した。講座は全 5 回開催され、最初に「みたかまちづくりディスカッション」の概要、導入の目的や位置づけについて学んだ後、模擬ディスカッション等が実施された。37 人の市民が受講し、平成 23 年 10 月に実施した第 4 次基本計画策定に向けた「みたかまちづくりディスカッション」の実行委員会の委員を担った。

回	開催日時	テーマ
1	平成 23 年 2 月 16 日（水）	概要説明「まちディスとは？」
2	平成 23 年 2 月 23 日（水）	市民討議会の各地事例研究と三鷹市の特徴
3	平成 23 年 3 月 2 日（水）	まちディスの位置づけ及びテーマ決定の流れ
4	平成 23 年 3 月 9 日（水）	模擬ディスカッション
5	平成 23 年 3 月 30 日（水）	模擬ディスカッションの振り返り

各回とも午後 7 時から 8 時 30 分まで。ただし、第 5 回のみ午後 3 時 30 分から 5 時まで。

#### 6 計量経済モデルによる三鷹市経済の長期予測の実施（平成 23 年 3 月）

三鷹市における社会経済の中長期的な変化を予測し、第 4 次基本計画の策定にあたっての基礎資料とするとともに、今後の人口推移等にも活用した。

○計量経済モデルによる三鷹市経済の長期予測

豊橋技術科学大学 建築・都市システム学系 山口 誠 教授

#### 7 各市民会議・審議会などによる計画達成状況の検証と計画策定に向けた提案

各市民会議・審議会などで、それぞれの個別計画、基本計画について検証、提案等を行った。

### 平成 23 年度の取り組み

#### 1 第 4 次基本計画策定に向けた基本的方向（討議要綱）の確定（平成 23 年 6 月）

第 4 次基本計画の基本的な方向を示した「第 4 次三鷹市基本計画策定に向けた基本的方向（討議要綱）」を確定した。討議要綱については、広報みたかや市ホームページに掲載するとともに、市民会議・審議会等で議論するなど、多方面からの意見を募集した。

#### 2 みたか市民協働ネットワークとのパートナーシップ協定の締結（平成 23 年 7 月）

市とみたか市民協働ネットワークは第 4 次基本計画策定に向けた「みたかまちづくりディスカッション」実施へ向けてパートナーシップ協定を締結した。ここでは、第 4 次基本計画策定に向けた「みたかまちづくりディスカッション」の実施へ向けた実行委員会運営要綱などについても合意がなされた。

#### 3 第 4 次基本計画骨格案の確定と市民参加（平成 23 年 9 月～11 月）

討議要綱について寄せられた意見等を踏まえ、施策の体系、重点事業の選択、各章の基本的考え方、主要事業等を示した第 4 次基本計画骨格案を公表した。

##### ① 広報特集号の発行及び骨格案に対するアンケート調査の実施

平成 23 年 10 月 13 日に「広報みたか」（第 4 次基本計画骨格案特集号）を発行し、確定した第 4 次基本計画の骨格案の概要を掲載するとともに、回答用はがき付きのアンケートを添付し、アンケート調査を実施した。同調査については、3,052 通の意見が寄せられた。33 の施策のうち最も優先すべき施策としては、高齢者福祉、子育て支援、防災の順で回答率が高かった。また、重点プロジェクト候補のうち重点的に取り組むべきものについては、子ども・子育て支援、健康長寿社会、サステナブル都市の順で回答率が高かった。自由記述欄の回答については、道路や交通に関して多くの意見が寄せられた。

## ②骨格案に対するパブリックコメントの実施

平成 23 年 10 月 1 日から 31 日まで、パブリックコメントを実施し、40 人から 152 件の意見が寄せられた。寄せられた意見に対する市の考え方については、市ホームページに全文を掲載したほか、公共施設に閲覧用資料を配置した。

## ③骨格案に対するまちづくり懇談会の実施

平成 23 年 10 月 8 日から 23 日の間の土日に 7 つのコミュニティ住区でまちづくり懇談会を開催した。懇談会では、平成 22 年度に実施した「まち歩き・ワークショップ」のフィードバックを行い、ワークショップ形式による市民同士の話し合いによる意見交換や発表の機会とした。103 人の市民が参加し、422 件の意見が寄せられた。

「骨格案」に対するまちづくり懇談会	
開催日時	開催場所
10 月 8 日 (土) 午後 2 時～	大沢原地区公会堂
10 月 9 日 (日) 午後 2 時 30 分～	新川中原コミュニティ・センター
10 月 15 日 (土) 午前 10 時～	連雀コミュニティ・センター
10 月 22 日 (土) 午前 10 時～	井の頭コミュニティ・センター
10 月 22 日 (土) 午後 2 時～	牟礼コミュニティ・センター
10 月 23 日 (日) 午前 10 時～	井口コミュニティ・センター
10 月 23 日 (日) 午後 2 時～	三鷹駅前コミュニティ・センター

## ④みたかまちづくりディスカッションの実施

平成 23 年 10 月 29 日、30 日の 2 日間で三鷹市で 4 回目となる第 4 次基本計画の策定に向けた「みたかまちづくりディスカッション」を開催した。住民基本台帳に掲載されている 18 歳以上の方の中から無作為抽出された 1,800 人のうち、参加を承諾した 1 日目 98 人、2 日目 94 人の市民が参加した。今回の「みたかまちづくりディスカッション」では、基本計画で掲げている最重点プロジェクトと緊急プロジェクトを中心に、「ともに支えあうまち」、「災害に強いまち」、「活力と魅力のあるまち」、「環境にやさしいまち」の 4 つのテーマについて話し合いを実施した。各テーマ 4～5 人のグループに分かれて 2 日間で 5 回の話し合いを行った結果、268 件の意見がまとめられた。平成 24 年 3 月に、第 4 次基本計画策定に向けた「みたかまちづくりディスカッション」実行委員会から、実施報告書が提出された。

## 4 三鷹ネットワーク大学推進機構による関連講座の開催（平成 23 年 9 月～ 10 月）

平成 23 年 10 月に実施する市民参加に向け、三鷹ネットワーク大学推進機構において「三鷹の未来を見つめる視点～第 4 次基本計画策定に向けて～」と題した全 3 回の第 4 次基本計画に関連する講座を開催した。

回	開催日時	テーマ	講師
1	平成 23 年 9 月 27 日 (火) 午後 7 時～8 時 30 分	3・11 以後の 社会デザインから未来を考える	立教大学大学院 21 世紀社会デザイン研究科委員長 中村 陽一 教授
2	平成 23 年 10 月 4 日 (火) 午後 7 時～8 時 30 分	高福祉のまちづくりをめざして	ルーテル学院大学 総合人間科学部社会福祉学科 和田 敏明 教授
3	平成 23 年 10 月 6 日 (木) 午後 7 時～8 時 30 分	近未来に向けた 高環境のまちづくりとは？	東京農業大学 地域環境科学部・造園科学科長 濱野 周泰 教授

## 5 第 4 次基本計画素案の確定と市民参加（平成 23 年 12 月～平成 24 年 1 月）

骨格案に対する意見を反映した第 4 次基本計画素案を公表した。素案では具体的な財政フレームや施策の体系、主要事業のスケジュールを示すなど、より具体的な内容について提示した。また、骨格案の段階では、「都市再生」「コミュニティ創生」の最重点プロジェクトと「危機管理」の緊急プロジェクトとともに、5 つの重点プロジェクトを設定していたが、骨格案に対する市民意見として道路や交通に関して多くの意見が寄せられたことから、「交通環境の整備」にかかる施設を重点的に推進することが必要不可欠と考え、6 つ目の重点プロジェクトとして「都市交通安全プロジェクト」を素案に追加した。

① 広報特集号の発行

平成 24 年 1 月 8 日に「広報みたか」（第 4 次基本計画素案特集号）を発行し、確定した第 4 次基本計画の素案の概要を掲載した。

② 素案に対するパブリックコメントの実施

平成 24 年 1 月 6 日から 26 日までパブリックコメントを実施した。41 人の方から 87 件の意見が寄せられた。寄せられた意見に対する市の考え方は、ホームページに全文を掲載したほか、公共施設に閲覧用資料を配置した。また、各個別計画の素案についてもパブリックコメントを実施し、寄せられた意見に対する市の考え方を第 4 次基本計画と同様に公表した。

③ 素案に対するまちづくり懇談会の実施

平成 24 年 1 月 13 日から 24 日の間、平日夜間に 7 つのコミュニティ住区でまちづくり懇談会を開催した。骨格案へ寄せられた意見の反映状況などについて市民に説明を行い、質疑や意見が寄せられた。懇談会には、107 人の市民が参加した。

「素案」に対するまちづくり懇談会	
開催日時	開催場所
1 月 13 日（金）午後 7 時～	牟礼コミュニティ・センター
1 月 16 日（月）午後 7 時～	井口コミュニティ・センター
1 月 18 日（水）午後 7 時～	井の頭コミュニティ・センター
1 月 19 日（木）午後 7 時～	三鷹駅前コミュニティ・センター
1 月 20 日（金）午後 7 時～	新川中原コミュニティ・センター
1 月 23 日（月）午後 7 時～	大沢原地区公会堂
1 月 24 日（火）午後 7 時～	連雀コミュニティ・センター

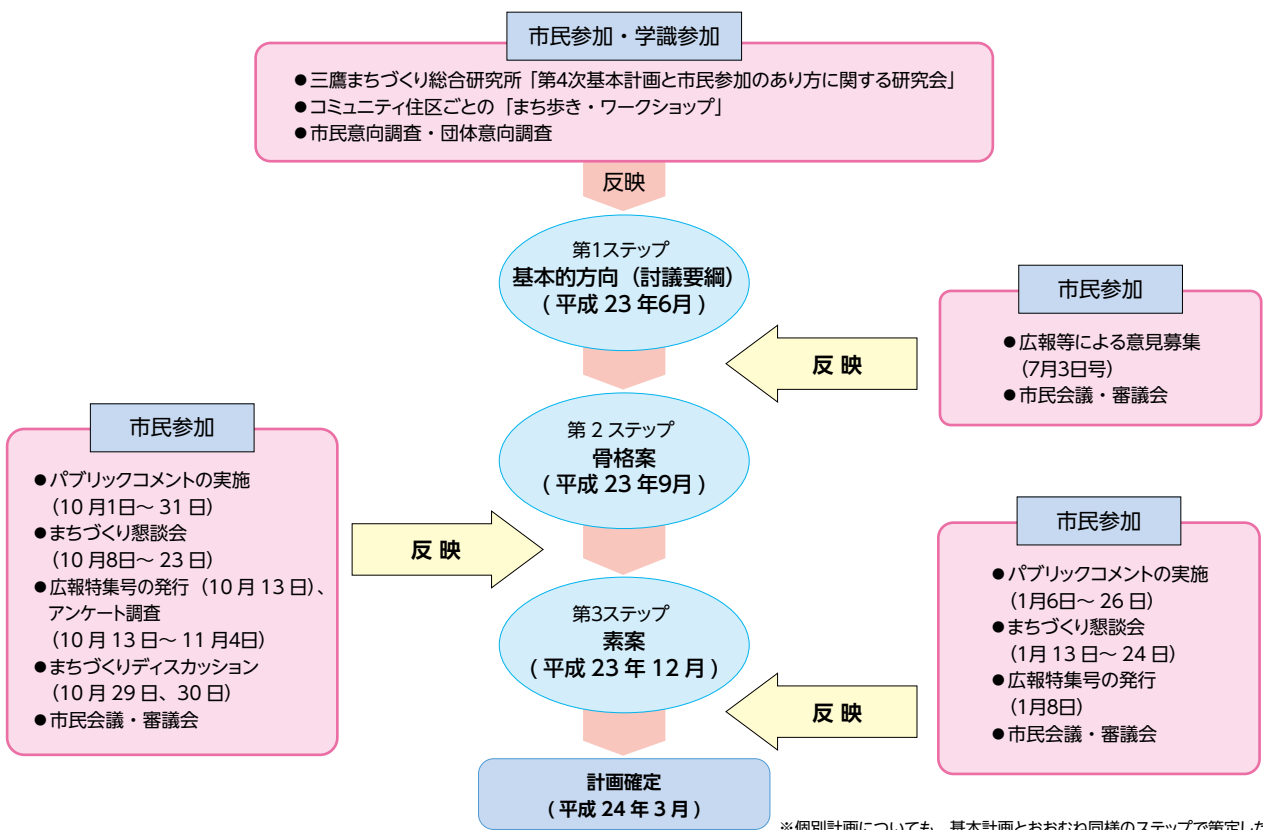
6 第 4 次基本計画の確定（平成 24 年 3 月）

素案に対する意見を踏まえ第 4 次基本計画を確定した。

① 広報特集号の発行

平成 24 年 4 月 29 日に「広報みたか」（第 4 次基本計画・個別計画特集号）を発行し、確定した第 4 次基本計画や個別計画の概要を掲載した。

第 4 次三鷹市基本計画策定における、市民参加等の取り組み



資料編  
第 4 次基本計画策定における市民参加と市民意見等の反映